

【イギリス】2016年エネルギー法

海外立法情報課 田村 祐子

* 2016年5月12日、洋上油ガス田開発に対する政府支援の継続と陸上風力発電所に対する支援縮小を目的とする「2016年エネルギー法（Energy Act 2016）」が成立した。

1 イギリスのエネルギー政策

イギリスのエネルギー政策は、2015年の保守党単独政権発足以降、再生可能エネルギーの開発と普及を重視した連立政権時代とは異なり、家庭への省エネ設備導入策である「グリーンディール」（注1）を廃止するなど経済性を重視したものへと転換されている。

2015年7月9日に上院に提出された新たなエネルギー法案は、2016年3月14日に下院を通過し、同年4月12日から5月10日まで両院での調整を経て、5月12日、女王の裁可を受け、「2016年エネルギー法」（注2）として制定された。同法には、2014年2月公表の「イアン・ウッド報告書（Sir Ian Wood's Review）」（注3）において提言された政策内容が盛り込まれている。この報告書は、再生可能エネルギーの電力が市場に参入したことにより、既存の火力発電の市場シェアが減少し、発電所の稼働率低下と採算性悪化を引き起こしていた状況を背景に、石油とガスの経済効率を最大限回復することを目的として作成された。

2 2016年エネルギー法の主な規定

2016年エネルギー法は、洋上油ガス田開発に対する政府支援の継続と再生可能エネルギーへの支援縮小を目的とし、全6章85か条附表2で構成される。主に、①エネルギー・気候変動省内の組織（Executive Agency）として油ガス田の開発許可等を行っていた油ガス田規制機関（Oil and Gas Authority: OGA）を、独立性を担保するために政府所有の企業（新 OGA）（注4）とすること、②新 OGA に、紛争解決、企業等の会合への参加、罰則適用等の新たな権限を付与すること、及び③陸上風力発電を再生可能エネルギー義務制度（Renewables Obligation: RO）（注5）の適用対象から除外することに関する規定から成る。以下、同法の主な規定を紹介する。

(1) 油ガス田規制機関（OGA）の政府所有企業化（第1章）

OGA を、政府所有の企業とする（第1条）。従来国務大臣が有していた機能の一部（資産、権限、人材等）を新 OGA に委譲する（第2条～第4条）。新 OGA は、効率性を重視して支出を最小限に抑えること、エネルギー供給の確保、政府との連携協力、投資奨励のための安定性のあるルール等について、考慮しなければならない（第8条）。国務大臣は、安全保障の観点から国益に必要とされる場合、又は公共の利益を損なうおそれがある場合に、新 OGA に指示を出すことができる（第9条）。国務大臣は、石油の探査、採掘、採取（1998年石油法第3条、1934年石油生産法第2条）及びガスの採取、貯蔵（2008年エネ

ルギー法第 4 条)、二酸化炭素の貯蔵(2008 年エネルギー法第 8 条)に関して、上記各法でそれらの行為を許可された者に対して、課税するための規則を定めることができる(第 13 条)。国務大臣は、新 OGA に対して財政支援を行うことができる(第 15 条)。国務大臣は新 OGA の活動実績について、評価期間ごとに評価をしなければならない(第 16 条)。

(2) 新 OGA の新たな権限(第 2 章)

紛争について:石油の生産、精製、供給目的に関して又は新 OGA が発行する「洋上開発許可書(offshore license)」に基づいて行われる活動に関して、関係者間で紛争が起きた場合、関係者は当該紛争の解決に関して新 OGA に照会しなければならない。新 OGA は、関係者からの照会に対して受理、却下又は交渉延期のいずれかを選択する。照会を受理した場合、新 OGA は紛争の内容を精査し、経済的観点から実現可能な解決方法を関係者に対して勧告しなければならない。(第 19 条～第 26 条)

会合について:二者以上の関係者によって開かれる、石油の生産、精製、供給目的に関して又は「洋上開発許可書」に基づいて行われる活動を議題とする会合に関して、新 OGA は、会合開催の通知を受け取ること、新 OGA 関係者を当該会合に参加させること、新 OGA 関係者が参加しなかった会合の内容に関する情報を知ることができる。(第 37 条～第 41 条)

罰則について:ある者が「洋上開発許可書」の有効期限や条件を守らないなど、当該の者に課された責務を遵守していないと新 OGA が判断した場合、新 OGA は当該者の違反に対して警告通知を発し、改善が見られない場合には、100 万ポンド(注 6)以下の罰金を科すことができる。罰金額は、別に国務大臣が規則を定めることにより上限を 500 万ポンドまで引き上げることができる。(第 42 条～第 60 条)

(3) 陸上風力発電所に対する支援の縮小(第 5 章)

50 メガワット以上の発電所の新設や増設には、1989 年電気法に基づき国務大臣の許可が必要であるが、イングランドとウェールズの陸上風力発電所に関しては、この適用を除外する(第 78 条)(注 7)。2016 年エネルギー法の成立日以降に新設された陸上風力発電所に関しては、再生可能エネルギー義務制度の証明書を発行しない(第 79 条)。

注(インターネット情報は 2016 年 10 月 17 日現在である。)

- (1) 矢部明宏「2011 年エネルギー法の制定」『外国の立法』No.250-1, 2012.1, pp.8-9. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3382153_po_02500104.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>
- (2) Energy Act 2016 c.20. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2016/20/contents>>
- (3) Sir Ian Wood, “UKCS Maximising Recovery Review: Final Report,” 2014.2.24. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/471452/UKCS_Maximising_Recovery_Review_FIN_AL_72pp_locked.pdf>
- (4) 2016 年エネルギー法成立前後で OGA の名称に変更はないが、本稿では便宜上、政府所有の企業となった OGA を「新 OGA」とする。
- (5) 電力小売事業者に再生可能エネルギーによる発電電力の購入を義務付ける制度。
- (6) 1 ポンドは約 132 円(平成 28 年 10 月分報告省令レート)。
- (7) 1989 年電気法の適用を除外する代わりに、1990 年都市農村計画法が適用され、地方自治体の許可が必要となる。Explanatory Notes: Energy Act 2016. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2016/20/notes/division/6/index.htm>> なお、陸上風力発電所の設置に関しては、景観・眺望への影響や騒音などを理由に、かねてより地方各地で反対運動が起きている。洞澤秀雄「風力発電所の立地をめぐる紛争と法: イギリスにおける模索を通じて」『札幌学院法学』30 巻 2 号, 2014.3.15, p.167. <<http://sgulrep.sgu.ac.jp/dspace/handle/10742/1839>>